大分県林業経営体選定・登録・公表実施要領

平成31年3月15日制定
令和元年8月1日改正
令和2年7月31日改正
令和3年4月1日改正
令和5年2月1日改正
令和7年4月1日改正
令和8年4月1日改正

大分県農林水産部林務管理課

（目的）

第１条　この要領は、高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営を行うとともに、主伐と主伐後の再造林を一体的に行うなど、資源循環型林業を実践する林業経営体（以下「登録林業経営体」という。）及び登録林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下「育成林業経営体」という。）を選定・登録・公表する場合における方法その他の必要な事項を定め、もって、本県森林資源の適切な管理を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負等により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体をいい、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

２　この要領により選定された登録林業経営体については、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）」（以下「森林経営管理法」という。）第36条第２項第１号及び同項第２号及び第44条第２項に適合する民間事業者とする。

また、この要領により選定された育成林業経営体については、「林業経営体の育成について（平成30年２月６日付け29林政経第316号林野庁長官通知）」（以下「長官通知」という。）３（２）に基づく育成経営体に選定されたものとする。

（経営体の選定）

第３条　登録林業経営体又は育成林業経営体として知事が選定するものは、県内で造林、保育、伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）を行う林業経営体とする。ただし、林業経営体が、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

（１）法令違反、不正の行為等により行政機関から入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けているとき

（２）林業経営体の経営者等（個人にあってはその者若しくはその支配人、法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者。以下「経営者等」という。）が森林法（昭和26年６月26日法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び大分県立自然公園条例（昭和32年条例第72号）（以下「森林法等」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から１年を経過していないとき

（３）経営者等が森林法等を除く法令等に基づき、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑以上の刑を宣告された日から１年を経過していないとき
（４）林業死亡労働災害が発生した日から１年を経過していないとき
（５）第 11 条第１項第３号から第６号の規定により選定を取り消され、その取消しの日から１年を経過していないとき
（６）県税に係る徴収金に滞納があるとき
（７）経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているとき

２　知事は、前項の規定による選定を行うときは、事前に県の公式ホームページにて公募を行う。

３　知事は、前項の規定による公募について、原則として毎年度５月、８月、１１月及び２月に行う。

（選定の申請）

第４条　前条の選定を受けようとする者（以下「選定申請者」という。）は、下記の第１号を記載した別記様式第１号の申請書に下記の第２号から第 15 号を記載した別記様式第２号を添えて、原則電子データにより知事に提出するものとする。なお、選定の申請と同時に、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく雇用管理の改善及び事業の合理化に関する計画（以下、「改善計画」という。）を申請する選定申請者は、別記様式第２号または改善計画と同一の事項の記載を省略した別記様式第２－２号を提出するものとする。

（１）基本情報（主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
（２）組織に関する情報（職員数等）
（３）雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、社会・労働保険等への加入状況等）
（４）林業技術者・技能者数に関する情報
（５）林業機械の保有状況
（６）事業量に関する情報（素材生産、造林、経営管理対象森林面積等）
（７）事業区域に関する情報
（８）主伐後の再造林の確保に関する情報
（９）生産管理の取組に関する情報
（10）原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
（11）造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
（12）伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等（以下「行動規範等」という。）の策定等に関する情報
（13）雇用管理の改善に関する情報
（14）労働安全対策に関する情報

（15）その他知事が必要と認める情報

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、選定の申請と同時に、改善計画を申請する選定申請者は、改善計画と同一の書類の添付を省略できるものとする。

（１）住民票又は登記事項証明書の写し

（２）県税に滞納がないことの証明書の写し

（３）労働者を雇用しているときは、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

（４）就業規則の写し

（５）直近３か年の貸借対照表及び損益計算書の写し

（６）事業実績を証する書類（直近３か年の事業実績の中から、年度ごとに代表的なもの１件の契約書等の写し）

（７）行動規範等の写し及びその行動規範等の遵守のための取組を行っているときは、その取組の内容が確認できる書類

（８）主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有しているときは、その実施体制が確認できる書類

（９）前条第１号から第４号、第６号及び第７号に該当しない旨の誓約書（別記様式第４号）

（10）主伐を実施している場合、行動規範等に基づく事前確認を行った記録を残し、作業日報を作成し進捗管理・作業システムの見直しを行う等の生産管理を現場ごとに実施しているときは、その管理状況がわかる書類（今後管理を行う様式を含む）

（11）請負のみの実績を有する選定申請者は、林業労働力の確保の促進に関する法律に準じる取組を行っていることが確認できる書類

（12）労働災害再発防止策が講じられていることが確認できる書類

※直近３ヶ年に労働災害（休業４日以上）が発生していない場合を除く

（13）個人情報取扱要領が整備されていることが確認できる書類

（14）その他知事が必要と認める書類

３　令和８年３月末までに選定された登録林業経営体は､法第 44 条第２項に規定する要件に適合するかを確認するため、令和９年３月末までに第２項（12）、（13）を添付のうえ様式第３号により届出すること。

（審査、選定及び登録）

第５条　知事は、第４条による申請があったときは、別表第１に掲げる選定基準に基づき審査を行う。

２　知事は、前項の規定による審査の結果、全ての基準に適合すると認めるときは、登録林業経営体又は育成林業経営体として選定する。

３　知事は、前項の規定による選定を行ったときは、別記様式第５号により選定申請者に通知するとともに、別記様式第６号により速やかに関係市町村長に通知する。

４　知事は、第２項の規定による選定を行ったときは、次に掲げる事項を大分県林業経営体名簿（別記様式第２号または 2-2 号）に登録する。

（１）第４条第１項第１号から第 15 号までに掲げる事項
（２）登録番号及び選定年月日
（３）登録情報の変更年月日
５　知事は、第１項の規定による審査の結果、基準に適合すると認められないときは、その旨を別記様式第 7 号により選定申請者に通知する。

（選定の有効期間）
第６条　前条第２項の選定の有効期間は、選定を行った日から５年間とする。
２　登録林業経営体及び育成林業経営体は、更新を受けることができるものとし、その手続きについては、第４条から前条の規定を準用する。
３　前条第２項の規定による選定は、有効期間が満了する日までに前項の規定に基づく更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うものとする。

（変更の届出）
第７条　登録林業経営体及び育成林業経営体は、第４条第１項第１号に掲げる事項に変更があったときは別記様式第 8 号を、遅滞なく知事に提出するものとする。なお、森林組合法施行細則第 33 条、第 44 条の報告、又は林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主（以下、「認定林業事業体」という）で大分県認定林業事業体認定要領に基づく変更認定申請を行っている場合は提出を省略できるものとする。
２　登録林業経営体及び育成林業経営体は、第４条第１項第２号から第 10 号に掲げる事項に変更があったときは、別記様式第 9 号を遅滞なく知事に提出するものとする。
３　知事は、第１項及び前項の規定による届出があった場合は、別表第１に掲げる選定基準に基づき審査を行い、変更を認めるときは、その届出があった事項を大分県林業経営体名簿に登録する。
４　第２項の規定による登録については第５条第３項及び同条第５項の規定をそれぞれ準用する。

（大分県林業経営体名簿の公表等）
第８条　知事は、森林経営管理法第 36 条第２項、第 44 条第２項及び長官通知第 13 の６、第 18 に基づき、大分県林業経営体名簿に登録された第４条第１項第１号から第 15 号に該当する情報を公表する。
２　知事は、前項の規定により公表する情報のうち、第４条第１項第１号に該当する情報を県の公式ホームページに登載する。
３　知事は、第１項の規定により公表する情報のうち、第４条第１項第２号から第 15 号に該当する情報を林務管理課内で閲覧に供する。
４　知事は、第４条第１項第１号に該当する情報について、登録林業経営体及び育成林業経営体が県外において森林経営管理法第 36 条 2 項第 1 号及び同項第 2 号の要件に適合する民間事業者として公表されている場合、当該都道府県に情報提供を行う。
５　知事は、第４条第１項第１号に該当する情報について九州森林管理局に情報提供を行う。

（選定の取消し）
第９条　知事は、登録林業経営体及び育成林業経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取消すものとする。
（１）経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき
（２）経営体からの申出があったとき
（３）選定の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認されたとき
（４）第３条第６号に係る滞納処分を受けたとき及び第３条第７号に該当するに至ったとき
（５）次条第２項に規定する報告を怠ったとき
（６）別表第２の各号の措置要件に係る選定停止期間中にもかかわらず、再発防止に向けた取組が行われていると認められないとき
（７）選定又は森林施業に関し不正又は不誠実な行為をし、登録林業経営体及び育成林業経営体として不適当であると知事が認めるとき
（８）第 12 条に規程する報告を怠り、督促通知から２週間提出がない場合
（９）第４条第３項の規定に基づく届出がない場合
２　登録林業経営体及び育成林業経営体は、前項第４号に該当するに至ったときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。
３　知事は、第１項の規定により選定を取消したときは、別記様式第 10 号により当該経営体に通知するとともに、別記様式第 11 号により速やかに関係市町村長に通知する。ただし、第１項第１号の個人の場合にあって、その死亡が確認されたときは、様式第 10 号による通知は省略するものとする。
４　知事は、第１項の規定による選定の取消しをしたときは、速やかに県の公式ホームページにて、その旨を公表する。

（選定の停止）
第 10 条　知事は、登録林業経営体及び育成林業経営体が、次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の停止（以下「選定停止」という。）を行う。なお、同一事由により既に選定停止が行われている場合はこの限りではない。
（１）選定の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、次に掲げる規定について、行政処分を受けた、又は文書による行政指導を２回以上受けた場合
ア　森林法第 10 条の２（開発行為の許可）
イ　森林法第 10 条の８（伐採及び伐採後の造林の届出等）
ウ　森林法第 10 条の９（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
エ　森林法第 10 条の 10（施業の勧告等）
オ　森林法第 15 条（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
カ　森林法第 34 条第１項（保安林における立木伐採許可）
キ　森林法第 34 条第２項（保安林における作業許可）
ク　森林法第 34 条第６項（保安林における許可条件）
ケ　森林法第 34 条の２（保安林における択伐の届出等）

コ　森林法第 34 条の３（保安林における間伐の届出等）
サ　森林法第 34 条の４（保安林における植栽の義務）
シ　自然公園法第 20 条第３項第２号から第４号及び第 10 号（特別地域における木竹の伐採等）
ス　自然公園法第 21 条第３項第１号から第３号（特別保護地区における木竹の伐採等）
セ　大分県立自然公園条例第 13 条第４項第２号及び第３号（特別地域における木竹の伐採等）

（２）選定の有効期間中に、法令違反、不正行為等により、行政機関から入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けたとき

（３）選定の有効期間中に、経営者等が森林法等違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

（４）選定の有効期間中に、森林法等を除く法令等において、経営者等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は刑法の規定による罰金刑以上の刑を宣告されたとき

（５）選定の有効期間中に、林業労働安全措置が不適切であったため、雇用している林業作業員及び関係者に死亡者を発生させたとき

（６）第 12 条に規定する報告を怠ったとき

２　登録林業経営体及び育成林業経営体は、前項第１号から第５号に該当するに至ったときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

３　知事は、第１項の規定による選定停止の期間について、別表第２により決定する。

４　登録林業経営体又は育成林業経営体が選定停止期間中に、新たな事由により措置要件に該当することになった場合は、選定停止の期間を別表第２に定める期間の２倍とする。

５　知事は、第１項及び第３項の規定により選定停止及び選定停止の期間を決定したときは、別記様式第 12 号により、遅滞なく、当該経営体に通知するとともに、別記様式第 13 号により関係市町村長に通知する。

６　知事は、選定停止を行ったときは、速やかに県の公式ホームページにおいて、その旨を公表する。

（選定停止の解除）

第 11 条　選定停止の期間中に、当該選定停止に係る措置要件に該当しないことが明らかとなったときは、速やかに選定停止を解除するものとする。

２　前項の規定に基づく選定停止の解除の効果は、遡及しないものとする。

３　知事は、第１項の規定により選定停止を解除したときは、別記様式第 14 号により遅滞なく当該経営体に通知するとともに、別記様式第 15 号により速やかに関係市町村長に通知する。

４　知事は、第１項の規定により選定停止を解除したときは、速やかに県の公式ホームページにおいて、公表する。

（事業実施状況の報告）

第 12 条　登録林業経営体及び育成林業経営体は、毎年度の事業実施状況について、事業

実施状況報告書（別記様式第 16 号又は第 16-2 号）を作成し、翌年度の４月３０日までに、原則電子データにより知事に提出するものとする。なお、当該年度の５月１５日までに提出が確認できない場合、文書にて督促を行うものとする。ただし、災害その他当該経営体の責めに帰することのない事由による場合で、知事がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

（書類の提出）

第 13 条　この要領により知事に提出する書類は正副２部とし､林業経営体の主たる事務所の所在地等を所管する振興局長あてに提出しなければならない。

（振興局の進達）

第 14 条　振興局長は前条の規定に基づく書類の提出があった場合は､速やかに林務管理課長あて進達するものする。なお、第４条第１項の規定に基づく申請書の提出があった場合は、別記様式第 17 号を用いて進達するものとする。

（振興局による確認・指導）

第 15 条　振興局長は、第 12 条の規定により提出された事業実施状況報告書の内容を確認し、当該経営体に対し計画の達成に向けた指導を行う。

２　振興局長は、管内の登録林業経営体及び育成林業経営体について、第４条に基づく申請書の計画に即した事業実施がなされているか、選定日の属する年度から起算して３年目の年度内に確認を行い、別記様式第 18 号により林務管理課長へ結果を報告する。

附　則

この要領は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。ただし、登録林業経営体の選定に係る規定については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、令和 2 年 7 月 31 日から適用する。

附　則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から適用する。

別表第１（第５条関係）

大分県林業経営体選定基準

（その１）

番号	取　組　事　項	登録林業経営体	育成林業経営体	適用		備　考
				素材生産	造林・保育	
ー	基本的事項	Ⅰ　選定期間は５年間とする。 Ⅱ　組織形態（個人・法人）は問わない。 Ⅲ　作業形態（直営・請負等）は問わない。直営班を有する場合は、認定林業事業体であること。 Ⅳ　インターネット環境が整備されており、Ｅメール、ワード及びエクセルが使用可能であること。 Ⅴ　事業主である現場作業員と常用雇用の現場作業員の合計を３名以上にすること。 　この場合、事業主とは生計を別にする常用雇用の現場作業員が１名以上であること。	Ⅰ　選定期間は５年間とする。 Ⅱ　組織形態（個人・法人）は問わない。 Ⅲ　作業形態（直営・請負等）は問わない。直営班を有する場合は、認定林業事業体であること。 Ⅳ　インターネット環境が整備されており、Ｅメール、ワード及びエクセルが使用可能であること。 Ⅵ　事業主である現場作業員と常用雇用の現場作業員の合計を３名以上にすること。 　この場合、事業主とは生計を別にする常用雇用の現場作業員が１名以上であること。	○	○	※第６条第２項に基づく更新を受ける場合、各取組事項の下線部が達成できていないときは選定しない。ただし、未達成の項目について森林総合監理士等専門家の指導による改善計画を作成しているときはこの限りでない。 ※適用欄の「素材生産」は、素材生産事業を行う経営体が満たす必要がある項目を、「造林・保育」は、素材生産事業は行わず造林・保育事業

			Ⅴ　下記の取組事項のうち、【】内に該当する場合にあって、指定された年数以内に達成ができなかったときは、森林総合監理士又は林業普及指導員の指導を受け改善を図ること。			を行う経営体が満たす必要がある項目を示す。

1	素材生産に関する事項	Ⅰ　生産量又は生産性の増加 　以下のいずれかの条件を満たすこと ａ）直営作業で素材生産する経営体 素材生産量（他者への請負等により生産する木材を含む。以下同じ。）を５年後に現状の概ね２割以上増加、又は、生産性を５年後に現状の概ね２割以上増加させる目標を有していること。ただし、素材生産量が年間 10,000 ㎥、主伐生産性が 12 ㎥／人日又は間伐生産性が 6 ㎥／人日に達しているときは、当該目標については現状以上となる目標を有していること。 ｂ）他者への請負等のみで素材生産する経営体 他社へ請負等で発注している全ての素材生産量を５年後に現状の概ね２割以上増加、又は、生産性を５年後に現状の概ね２割以上増加させる目標を有していること。ただし、素材生産量が年間 10,000 ㎥、主伐生産性が 12 ㎥／人日又は間伐生産性が 6 ㎥／人日に達しているときは、当該目標については	Ⅰ　生産量又は生産性の増加 　以下のいずれかの条件を満たすこと ａ）直営作業で素材生産する経営体 素材生産量（他者への請負等により生産する木材を含む。以下同じ。）を５年後に現状の概ね２割以上増加、又は、生産性を５年後に現状の概ね２割以上増加させる目標を有していること。ただし、素材生産量が年間 5,000 ㎥、主伐生産性が 12 ㎥／人日又は間伐生産性が 6 ㎥／人日に達しているときは、当該目標については現状以上となる目標を有していること。 ｂ）他者への請負等のみで素材生産する経営体 他社へ請負等で発注している全ての素材生産量を５年後に現状の概ね２割以上増加、又は、生産性を５年後に現状の概ね２割以上増加させる目標を有していること。ただし、素材生産量が年間 5,000 ㎥、主伐生産性が 12 ㎥／人日又は間伐生産性が 6 ㎥／人日に達しているときは、当該目標については現			**※Ⅰ　ｂ）について、他者への請負等を実施するときは、請負条件を明示し、契約書等を締結すること。**

		現状以上となる目標を有していること。 ｃ）経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を５年後に現状の概ね２割以上増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積が 30ha に達している場合には、当該実績以上の目標を有していること。 Ⅱ　生産管理の実施 ａ）直営作業で素材生産する経営体 主伐現地の境界確認や森林所有者への再造林の働きかけ等の事前確認を行い、その記録を残すとともに、現場ごとに作業日報を作成・分析し進捗管理・作業システムの見直しを行っている等、適切な生産管理を実施していること。	状以上となる目標を有していること。 ｃ）経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を５年後に現状の概ね２割以上増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積が 30ha に達している場合には、当該実績以上の目標を有していること。 Ⅱ　生産管理の実施 ａ）直営作業で素材生産する経営体 主伐現地の境界確認や森林所有者への再造林の働きかけ等の事前確認を行い、その記録を残すとともに、現場ごとに作業日報を作成・分析し進捗管理・作業システムの見直しを行っている等、適切な生産管理を実施していること。【今後３年以内に実施することを含む。】	○		「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ①当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ②当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ③５年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 のいずれかとする。

		ｂ）他者への請負等のみで素材生産する経営体 主伐現地の境界確認や森林所有者への再造林の働きかけ等の事前確認を行い、その記録を残すこと。また、現場ごとに作業日報を作成・分析し進捗管理・作業システムの見直しを行っている等、適切な生産管理を実施している林業経営者へ発注していること。	ｂ）他者への請負等のみで素材生産する経営体 主伐現地の境界確認や森林所有者への再造林の働きかけ等の事前確認を行い、その記録を残すこと。また、現場ごとに作業日報を作成・分析し進捗管理・作業システムの見直しを行っている等、適切な生産管理を実施している林業経営者へ発注していること。【今後３年以内に実施することを含む。】			

（その２）

番号	取　組　事　項	登録林業経営体	育成林業経営体	適用		備　考
				素材生産	造林・保育	
２	主伐後の再造林に関する事項	Ⅰ　主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制 ａ）森林所有者との契約により主伐を行っているとき、次の①～③のいずれかに該当していること。 ①　森林所有者と主伐と再造林の両方を一括して契約する体制を有している。 ②　森林所有者と主伐の契約のみを行い、再造林は連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している。 ③　①②以外で、主伐及び主伐後の再造林を行う体制を有している。 ｂ）おおいた主伐・再造林ガイドライン又はこれに準ずる行動規範等の遵守を約束していること。	Ⅰ　主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制 ａ）森林所有者との契約により主伐を行っているとき、次の①～③のいずれかに該当していること。 ①　森林所有者と主伐と再造林の両方を一括して契約する体制を有している。【今後１年以内に実施体制を整備することを含む。】 ②　森林所有者と主伐の契約のみを行い、再造林は連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している。【今後１年以内に実施体制を整備することを含む。】 ③　①②以外で、主伐及び主伐後の再造林を行う体制を有している。 ｂ）おおいた主伐・再造林ガイドライン又はこれに準ずる行動規範等の遵守を約束していること。	○		※Ⅰａ）①②③については、いずれかに該当していること。 ※Ⅰｂ）の行動規範等については、誤伐等不適切な事案発生の防止に必要な事前確認の手順、再造林の実行手順及び林地荒廃防止のための具体的な施業基準が登載されていること。 ※素材生産の実績・計画が間伐のみの場合や、自己所有山林の伐採のみの場合は、適用しない。

		ｃ）全て他者からの受託・請負等により主伐を行っているとき ａ）に該当する者から発注を受けて主伐事業を行う体制を有している。 Ⅱ　適切な更新 ａ）自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新を行っている。 ｂ）他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけを行っている。（他者からの請負等による施業を行うときは、発注者と共同で働きかけを行っている。） Ⅲ　再造林の目標 ａ）主伐面積（針葉樹）の概ね８割以上を再造林（植栽）する計画を有していること。	ｃ）全て他者からの受託・請負等により主伐を行っているとき ａ）①から③に該当する者から発注を受けて主伐事業を行う体制を有している。【今後１年以内に実施体制を整備することを含む。】 Ⅱ　適切な更新 ａ）自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新を行っている。 ｂ）他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけを行っている。（他者からの請負等による施業を行うときは、発注者と共同で働きかけを行っている。） Ⅲ　再造林の目標 ａ）主伐面積（針葉樹）の概ね８割以上を再造林（植栽）する計画を有していること。	○		Ⅲａ）について、事業実施報告書にて目標が達成できていない場合、林業普及指導員の指導を受けること。

		Ⅳ　造林・保育の省力化・低コスト化 ａ）伐採と造林の一貫作業システムの実施を計画していること。 ｂ）コンテナ苗の導入、低密度植栽及び下刈りの省力化（回数削減（４回以下）、坪刈等の導入、ツリーシェルター）等を実施していること。	Ⅳ　造林・保育の省力化・低コスト化 ａ）伐採と造林の一貫作業システムの実施を計画していること。 ｂ）コンテナ苗の導入、低密度植栽及び下刈りの省力化（回数削減（４回以下）、坪刈等の導入、ツリーシェルター）等を実施していること。【今後３年以内に実施することを含む。】	○	○	主伐を行っている場合はａ）に該当すること。 造林・保育作業を行っている場合は、ａ）又はｂ）のいずれかに該当すること。

（その３）

番号	取　組　事　項	登録林業経営体	育成林業経営体	適用		備　考
				素材 生産	造林 ・ 保育	
３	経営基盤に関する事項	Ⅰ　経営状況 ａ）３年間以上の事業実績を有しており、直近３年間に民有林での事業実績があること。 ｂ）直近の貸借対照表にて債務超過でなく、直近３年間の損益計算書にて経常損益が全て赤字となっていないこと。（中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後健全経営が見込まれることが証明できる場合を含む。） ｃ）経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。 Ⅱ　事業管理 ａ）下記①～⑦に掲げる者のうちいずれかを養成（経営者等が該当する場合を含む。）する計画を有していること。 ①森林施業プランナー	Ⅰ　経営状況 ａ）１年間以上の事業実績を有しており、民有林での事業実績があること。 ｂ）直近の貸借対照表にて債務超過でなく、直近３年間の損益計算書にて経常損益が全て赤字となっていないこと。（中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後健全経営が見込まれることが証明できる場合を含む。） Ⅱ　事業管理 ａ）下記①～⑦に掲げる者のうちいずれかを養成（経営者等が該当する場合を含む。）する計画を有していること。 ①森林施業プランナー	○	○	Ⅱａ)については、すでに養成済みの場合は基準から除く

		②技術士（森林部門） ③林業技士（林業経営部門・森林総合監理部門） ④フォレスター （森林総合監理士） ⑤フォレストリーダー ⑥フォレストマネージャー ⑦林業技能士（１級又は２級） Ⅲ　経営管理 ａ）法人においては、常勤の役員を設置していること。（今後３年以内に設置することを含む。） ｂ）民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。 ｃ）個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること	②技術士（森林部門） ③林業技士（林業経営部門・森林総合監理部門） ④フォレスター （森林総合監理士） ⑤フォレストリーダー ⑥フォレストマネージャー ⑦林業技能士（１級又は２級） Ⅲ　経営管理 ａ）民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。	○	○	

（その４）

番号	取　組　事　項	登録林業経営体	育成林業経営体	適用		備　考
				素材生産	造林・保育	
４	雇用環境に関する事項	Ⅰ　雇用環境の改善 次の項目全てに該当する林業経営者であること。 ①　林業労働力の確保の促進に関する法律第４条に基づく県の基本計画に定められた取組又はこれに準じた取組を行っていること。 ②　原則として、雇用者について労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金制度を完備していること。 ③　就業規則を作成し、雇用者に周知していること。	Ⅰ　雇用環境の改善 次の項目全てに該当する林業経営者であること。 ①　林業労働力の確保の促進に関する法律第４条に基づく県の基本計画に定められた取組又はこれに準じた取組を行っていること。【今後３年以内に取り組むことを含む。】 ②　原則として、雇用者について労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金制度を完備していること。【今後３年以内に完備することを含む。】 ③　就業規則を作成し、雇用者に周知していること。【今後３年以内に取り組むことを含む。】	○	○	

		④　現場作業員について、労働安全衛生法令上必要な特別教育を受講していること。 ⑤　現場作業員について、労働安全衛生規則に規定される保護帽、切創防止用保護衣の着用徹底がなされていること。 ⑥　専門家による安全診断など、林業労働安全に関する取組を計画していること。 ⑦　過去３年以内に休業４日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。労働災害（死亡災害を除く）が発生している場合、適切な再発防止策が実施さているもの。	④　現場作業員について、労働安全衛生法令上必要な特別教育を受講していること。 ⑤　現場作業員について、労働安全衛生規則に規定される保護帽、切創防止用保護衣の着用徹底がなされていること。 ⑥　専門家による安全診断など、林業労働安全に関する取組を計画していること。 ⑦　過去３年以内に休業４日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。労働災害（死亡災害を除く）が発生している場合、適切な再発防止策が実施さているもの。	○	○	「適切な再発防止措置」とは発生した災害に対して妥当な内容の措置（対策）を実施しており、それが現場作業員含む組織内全員に周知されていること。

別表第２（第１２条関係）

措　置　要　件	期　　間
１　選定の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、次に掲げる規定について、行政処分（命令）を受けた、又は行政機関から文書による指導を２回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを１回と数える。）受け、登録林業経営体又は育成林業経営体として不適当であると認められるとき ア　森林法第 10 条の２（開発行為の許可） イ　森林法第 10 条の８（伐採及び伐採後の造林の届出等）　ウ　森林法第 10 条の９（伐採及び伐採後の造林の計画の変　更命令等） エ　森林法第 10 条の 10（施業の勧告等） オ　森林法第 15 条（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出） カ　森林法第 34 条第１項（保安林における立木伐採許可） キ　森林法第 34 条第２項（保安林における作業許可） ク　森林法第 34 条第６項（保安林における許可条件） ケ　森林法第 34 条の２（保安林における択伐の届出等） コ　森林法第 34 条の３（保安林における間伐の届出等） サ　森林法第 34 条の４（保安林における植栽の義務） シ　自然公園法第 20 条第３項第２号から第４号及び第 10 号（特別地域における木竹の伐採等） ス　自然公園法第 21 条第３項第１号から第３号（特別保護地区における木竹の伐採等） セ　大分県立自然公園条例第 13 条第４項第２号及び第３号（特別地域における木竹の伐採等）	当該認定をした日から１か月
２　選定の有効期間中に、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至ったとき	各行政機関が決定した期間
３　選定の有効期間中に、経営者等が森林法、自然公園法及び大分県立自然公園条例違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、登録林業経営体又は育成林業経営体として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から１か月
４　選定の有効期間中に、森林法、自然公園法及び大分県立自然公園条例を除く法令等において、経営者等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は刑法の規定による罰金刑以上の刑を宣告され、登録林業経営体又は育成林業経営体として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から１か月
５　選定の有効期間中に、林業労働安全管理措置が不適切であったため、雇用している林業作業員及び関係者に死亡者を生じさせたと認められるとき	当該認定をした日から３か月
６　第 12 条に規定する報告を怠ったと認められるとき	当該認定をした日から１か月

※同一事由により選定停止をすでに受けている場合を除く。